

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

ア. 環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

(ア) 健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

平成26年度	参加者	場 所
	48名	ウエルとばた

(イ) 機能訓練事業

a. サマーキャンプ

小学校4年生から中学3年までのぜん息児を対象に、登山や呼吸訓練等のカリキュラムでキャンプを実施。
(平成26年度は台風の影響により中止)

b. 水泳教室

未就学児及び小学生のぜん息児を対象に水泳教室を実施。

平成26年度	参加者	場 所
	60名	スポーツガーデンフェニックス八枝校

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者10名(医学8名、法律学2名)により構成されており、平成26年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3名、薬剤師1名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成26年度は12回開催されました。

第3節 都市の資産(たから)を活かしたまちづくり

本市の豊かな自然環境や歴史的時間の中で、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良な資産(たから)を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和50年代に全国的に広まりました。

本市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。



ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

◆まち美化清掃
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成22年	32,554	116.1
平成23年	26,526	110.8
平成24年	30,641	104.4
平成25年	22,942	68.8
平成26年	31,198	90.4

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日(10月の第一日曜日)を「市民いっせいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

◆市民いっせいまち美化の日
(参加人数・収集量の推移)

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成22年	68,250	134.5
平成23年	92,523	244.4
平成24年	91,551	245.1
平成25年	103,345	291.1
平成26年	104,078	318.8



(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体で構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

(4) まち美化推進員

平成6年10月に施行された「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」(まち美化条例)に基づき、「まち美化推進員」を選任しています。

まち美化推進員は、市と市民のパイプ役を果たし、地域のまち美化活動を牽引する役割を担います。(平成27年3月31日現在156名)

(5) まち美化促進区域

多くの市民の集まる駅前や観光地など、市のイメージアップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定しています。(11ヶ所)

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園地区
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り地区 ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区

(6) まち美化ボランティア袋

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布し、活動の支援を行っています。



また、ボランティア清掃においても希望される場合は「資源化物用ボランティア袋」を使って、「かんびん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の資源化物分別ができます。

(7) 「生活環境クリーン」サポート事業

地域団体やボランティア団体による自主的なまち美化活動に対し、環境センター職員の参加(市民との協働作業)や清掃用具貸出などの支援を行っています。

まち美化を通じて地域と行政の新たなネットワークを形成し、地域におけるまち美化活動の拡大を図り、清潔で美しいまちづくりを進めます。

(8) 北九州市環境衛生大会

環境・保健衛生活動に携わっている地域の関係者が集まり、お互いの連携を深め、今後の更なる事業推進・発展を期して開催される大会で、「北九州市環境衛生総連合会」と共に実施しています。長年にわたり環境衛生活動に貢献された方の表彰式も行われています。

2. 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和60年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、20年以上経過し、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、これからの景観施策のあり方を示す北九州市都市計画審議会答申「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方について」を踏まえ、「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成しました。



このマスタープランに基づき、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援するとともに、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。

(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の5つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。

景観づくりの行動指針	
1	北九州の景観を知ろう
2	景観づくり活動に参加しよう
3	まちの魅力を高め、発信しよう
4	担い手の輪を広げよう
5	地区のルールをつくらう

3. 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

本市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部(旧松本家住宅)や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら本市の歴史的な街並みや建造物は、私たちの心

るさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全するとともに、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、本市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区においては、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して、その修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などとともに、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4. モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くならないため、平成17年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の4つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成20年4月1日に施行しました。

(2) これまでの取組

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為に対し罰則(過料1,000円)を適用しています。

また、「門司港レトロ地区」「若松南海岸地区」「下曾根駅南側大通り地区」「八幡駅前地区」「戸畑駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

「推進地区」以外の地区においては、迷惑行為防止のための啓発活動を行う地域団体に啓発物品を提供しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、平成23年2月に「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定しました。

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組を着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」等において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、マナーアップ教育の充実や地域における市民啓発に取り組みます。

